

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年9月26日

中国運輸局長 金子 修久



1. 事案の概要

- (1) 事案番号：R7-5
- (2) 届出者：いわくにバス株式会社
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出書（路線の廃止）
- (4) 届出年月日：令和7年8月26日
- (5) 廃止予定日：令和8年2月28日
- (6) 廃止しようとする路線の概要

○ 廃止路線

- ① 起点：山口県岩国市長野 1752 地先
終点：山口県岩国市長野 550 地先
キロ程：1.8km
- ② 起点：山口県岩国市錦見六丁目 7-15 地先
終点：山口県岩国市岩国二丁目 4-7 地先
キロ程：1.7 km
- ③ 起点：山口県岩国市錦見四丁目 3-1 地先
終点：山口県岩国市錦見六丁目 9-19 地先
キロ程：1.2 km

○ 運行系統

(系統 4-4-1)

岩国駅～室の木・西岩国駅・新小路（森木口）・椎尾神社～錦帯橋
(往復：4.9km)

(系統 4-4-2)

錦帯橋～椎尾神社・森木口・西岩国駅・室の木～岩国駅
(往復：4.9km)

(系統 9-1)

岩国駅～基地前・岩国医療センター・藤生港～大歳
(往復：17.3km)

(7) 廃止を必要とする理由

当該系統においては、沿線地域の人口・世帯数が減少しており、収支の改善が困難であること、深刻な運転士不足等により、運行の継続が困難であると判断しました。

また、岩国市交通政策課と協議し、できるだけ早期に周知するため、本届出をこの時期に提出することとしました。

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内（郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付）に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局又は最寄りの運輸支局まで提出すること。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案番号及び事案の件名
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施日の10日前までに別途通知する。